





地震保険「建築年割引」の 確認資料となる 代表的な資料の ご案内



地震保険の**建築年割引(割引率10%)**の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。

住宅を新たに建てられた場合や住宅を購入された場合などのケースに分け、確認資料となる代表的な資料についてご案内します。



-  住宅を建てられたお客さまへのご案内…………… [1 ページへ](#)
-  住宅を購入されたお客さまへのご案内…………… [2 ページへ](#)
-  住宅を借りられたお客さまへのご案内…………… [2 ページへ](#)
-  その他の確認資料のご案内 …………… [裏表紙へ](#)

建築年割引とは…

保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物で、所定の確認資料をご提出いただいた場合に地震保険に適用する割引です。

割引の適用にあたっては、公的機関等[※]が発行する建物登記簿謄本や確認済証など所定の確認資料をご提出いただき、新築年月を確認します。

※国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

1 住宅を建てられたお客さまの確認資料の代表例

住宅を建てられた場合、建築確認関連の書類および建物登記簿謄本の書類などが確認資料の代表的な例としてあげられます。

新築までの一連の流れから、それぞれの時期に発行される資料についてご案内します。

発行時期	確認資料となる代表例
1 建築計画 (建築確認)	『確認申請書(建築物)』 (公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものにかぎります。)
	『建築確認書(確認済証・確認通知書)』 A
2 建築工事 (中間検査)	『中間検査申請書』 (公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものにかぎります。)
	『中間検査合格証』
3 工事完了 (完了検査)	『完了検査申請書』 (公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものにかぎります。)
	『検査済証』 B
4 建物の新築の登記	『建物登記簿謄本』 C
	『登記事項証明書』
	法務局の発行の『受付のお知らせ』
	法務局の発行の『登記完了証』
	『建物登記済権利証』 * 登記申請書の副本に「登記済」の印を捺印したものです。

1~4以外にも新築後の固定資産税関連の書類(『家屋所在証明書』など)や公的機関等が発行した書類、公的機関等へ届け出た書類(公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものにかぎります。)などで確認資料となる場合があります。



確認ポイント

以下の確認ポイントが記載されていることをご確認ください。
確認ポイントが確認できる部分のご提出をお願いします。

- ① 所在地の記載があること
- ② 1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物であることが確認できること
- ③ 公的機関等が発行もしくは受領・処理したことが確認できること

⇒ 確認資料見本

A 建築確認書(確認済証・確認通知書)

第三号様式(第二条、第三条関係)
確認通知書(建築物)

確認ポイント② → 確認番号 第 号
確認年月日 平成 年 月 日

確認ポイント③ → 建築主 印

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の2第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例又は同法第8条に關する事項並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを確認しましたので、通知します。

記

1 申請年月日 平成 年 月 日

2 建築場所 ← 確認ポイント①

3 建築物の名称

4 工事種別 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

4) 敷地面積 ㎡

5) 延べ面積 ㎡

5) 申請棟数 棟

6) 申請棟数 ㎡

7) 主たる建築物の構造 ㎡

8) 主たる建築物の階数 階

9) 備考

(注) この通知書は、大切に保存しておいてください。

見本

B 検査済証

建築基準法第7条第3項の規定による
検査済証

第 号
平成 年 月 日

確認ポイント③ → 建築主 印

下記に係る工事は、検査の結果、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の2第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例又は同法第8条に關する事項並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合していることを認めます。

記

1 建築確認番号 第 号

2 建築確認年月日 平成 年 月 日

3 建築場所、設置場所又は築造箇所 ← 確認ポイント①

4 検査を受けた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

1) 建築物の名称

2) 主要設備

3) 工事種別

4) 延べ面積 ㎡

申請部分 ㎡

申請以外の部分 ㎡

合計 ㎡

5) 申請棟数 棟

7) 主たる建築物の構造 階

8) 主たる建築物の階数 階

9) 備考

5. 工事完了検査年月日 平成 年 月 日

6. 検査員職名 印

(注) この証は、確認通知書と 併せてください。

見本

C 建物登記簿謄本

(示表の物建たる主) 部 類 表

確認ポイント③ → 所在地

確認ポイント① → 〇〇市〇〇丁目〇〇番地

確認ポイント② → 平成四年五月十日新築

見本

4 その他の確認資料の代表例

前記①～③の資料がお客さまの手元にない場合でも、公的機関等から入手できる確認資料があります。

分類	入手先	確認資料となる代表例
建物登記簿謄本関係	登記所(法務局)	『登記事項証明書』 *インターネットを利用して取得することもできます。
建築確認書関係	市区町村等の地方公共団体	『建築確認申請(計画通知)台帳記載証明』 『建築確認証明書(建築物確認証明書)』
固定資産税関係	市区町村	固定資産税の『課税明細書』
公営住宅関係	地方公共団体	地方公共団体のホームページなどに掲載されている 『公営住宅一覧』



確認ポイント

以下の確認ポイントが記載されていることをご確認ください。
確認ポイントが確認できる部分のご提出をお願いします。

- ① 所在地の記載があること
- ② 1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物であることが確認できること
- ③ 公的機関等が発行もしくは受領・処理したことが確認できること

参考 建築年割引以外の地震保険割引

地震保険には建築年割引以外にも以下の割引がございます。適用にあたっては適用条件を満たす所定の確認資料をご提出いただきます。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(地震保険割引は、重複しての適用はできません。)

割引名称(割引率)	割引の適用条件	確認資料となる代表例
免震建築物割引 (50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	●「住宅性能評価書」 ●「共用部分検査・評価シート」 ●フラット35Sに関する「適合証明書」 ●「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 ●長期優良住宅建築等計画に係る「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」
耐震等級割引 (10%・30%) ・50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	●「住宅性能証明書」 ●以下①と②の2つの書類のセット(①のみの場合、耐震等級割引(10%または30%)が適用されます。) ①「認定通知書」など長期優良住宅の認定書類 ②「設計内容説明書」など『免震建築物であること』または『耐震等級』が確認できる書類 ●「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合にかぎります。)
耐震診断割引 (10%)	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類 ●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書

●このチラシは地震保険割引のうち建築年割引の確認資料についての概要を説明したものです。地震保険割引の詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先